

## 【目次】

### 1. 政府からのお知らせ

■「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に関する意見募集について

---

### 1. 政府からのお知らせ

---

■「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に関する意見募集について

内閣府では、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則のうち、以下の2点について改正を行う予定です。

#### （1）公益目的取得財産残額の算定に係る規定

公益法人が認定を取り消された場合に贈与しなければならない公益目的取得財産残額について、現在制度改正で検討している新たな把握方法に移行するまでの間の措置として、算定方法の明確化を行うもの

#### （2）財産目録等を、電磁的記録をもって作成する場合の規定

「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会決定。以下「工程表」という。）に従い、財産目録等の作成について、クラウドサービス等を利用することが許容される規定に見直しを行うもの

について改正を行う予定です。国民の皆様から幅広くご意見を伺うため、本日から以下のとおりパブリックコメントを行います。改正の趣旨等を概要で御説明しておりますので、詳細については、下記 URL のページをご覧ください。

### 1 意見募集対象

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）

## 2 意見募集期間

令和5年9月27日（水）から令和5年10月26日（木）まで

## 3 意見提出方法

ご意見提出フォーム、メール又は郵送でご提出が可能です。詳細は、下記 URL のページをご覧ください。

※本アドレスや広報担当アドレスでは受付は致しかねますので、ご了承願います。

・「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に関する意見募集（電子政府の総合窓口（e-Gov））

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=095230800&Mode=0>

=====  
このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。  
◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから  
<https://www.koeki-info.go.jp/other/mailmagazine.html>  
=====

[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 12 階

TEL:03-5403-9586

Mail:koueki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>  
=====

COPYRIGHT(C)2022 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。